

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第55号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成17年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出） 第10条 略</p> <p>（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等）</p>	<p>（市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出） 第10条 略</p> <p><u>（非常災害が発生した場合の市町の設置に係る一般廃棄物処理施設設置の協議）</u></p> <p><u>第10条の2 省令第5条の10の3の協議書は、一般廃棄物処理施設設置協議書(様式第9号の2)又は一般廃棄物処理施設変更協議書(様式第9号の3)によるものとする。</u></p> <p><u>（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設設置の届出）</u></p> <p><u>第10条の3 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第9号の4)によるものとする。</u></p> <p><u>（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）</u></p> <p><u>第10条の4 省令第5条の8第1項の届出(法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に係る届出の場合に限る。)は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更特例届出書(様式第9号の5)によるものとする。</u></p> <p>（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等）</p>

改正前	改正後
<p>第16条 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（様式第15号）によるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第16条 法第15条の2の5第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（様式第15号）によるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

様式第9号の次に次の4様式を加える。

様式第9号の2（第10条の2関係）

（表面）

一般廃棄物処理施設設置協議書		年 月 日	
佐賀県知事 様			
協議者 名称 代表者の氏名			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について協議します。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置が見込まれる場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
届出年月日		年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力		t / 日 () 時間 t / 時間 面積 m^2 埋立容量 m^3	
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、ダイオキシン類の濃度及び放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
事務処理欄			

(裏面)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
備考		
<p>1 欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。</p> <p>4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>5 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

様式第9号の3（第10条の2関係）

（表面）

<p>一般廃棄物処理施設変更協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center;">協議者 名称 代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について協議します。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置が見込まれる場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
協議年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		t / 日 () 時間 t / 時間	t / 日 () 時間 t / 時間
		面積 m ² 埋立容量 m ³	面積 m ² 埋立容量 m ³
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
事務処理欄			

(裏面)

備考

- 1 欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第9号の4（第10条の3関係）

（第1面）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置特例届出書		年 月 日
佐賀県知事 様		
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		t / 日 () 時間 t / 時間 面積 m ² 埋立容量 m ³
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、ダイオキシン類の濃度及び放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
事務処理欄		

(第2面)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画（最終処分場の場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

届出者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	所在地

法定代理人(届出者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株	出資の額
		保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所

令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

この様式に記載された個人情報は、一般廃棄物処理施設の設置の届出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更特例届出書		年 月 日	
佐賀県知事 様			
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		t / 日()時間 t / 時間	t / 日()時間 t / 時間
		面積 m² 埋立容量 m³	面積 m² 埋立容量 m³
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
事務処理欄			

(第2面)

届出者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	所在地

法定代理人(届出者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額		
			保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割合	住所	

令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿等の種類を記入すること。
- 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

この様式に記載された個人情報、一般廃棄物処理施設の変更の届出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第15号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>様式第15号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>様式第16号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日に提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書を受理しました。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第16号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日に提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書を受理しました。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。